

小規模企業共済

個人事業主や中小企業の社長さん! とても、お得な制度です!

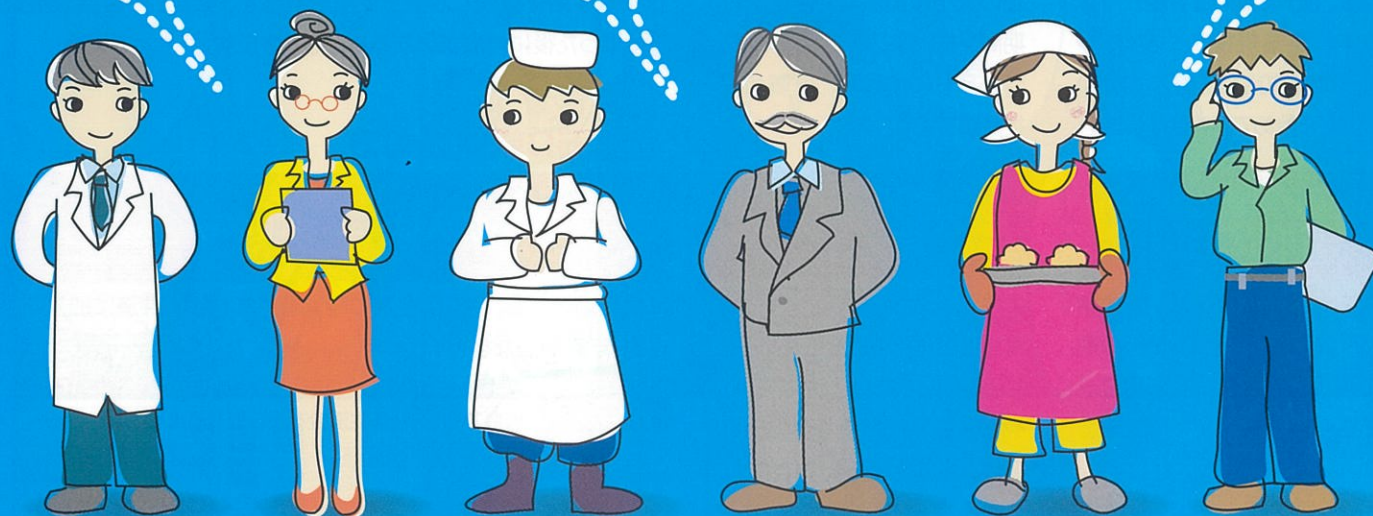
知らなきゃ
損する!

掛金は全額控除で「節税に!」
「老後の安心」もプラス!

月々の掛金1,000円から
始められます!(上限7万円)

経営者の退職金として
受け取り時に税制メリットあり!

契約者貸付制度も
ご利用可能!



すでに **140** 万人以上
の方にご加入いただいています!

加入資格 次の2つの条件を満たす方が加入できます。
詳しくは、中小機構のホームページ、以下のお問い合わせ先にご照会ください。

- 1 個人事業主及びその共同経営者又は会社等役員(登記があること)
- 2 常時使用する従業員人数の条件が以下を満たしていること
 - ・小売業・卸売業・サービス業等…5人以下
 - ・製造業・建設業・運輸業・農業等…20人以下
 - ・宿泊業・娯楽業…20人以下

※「常時使用する従業員人数」は、雇入期間の定めのあるパートやアルバイト等の従業員及び個人事業主、共同経営者、専従者並びに会社役員は含まれません。

ご加入いただく前のご注意

共済金A・B 6か月未満は掛け捨てとなります。

準共済金 12か月未満は掛け捨てとなります。

解約手当金 12か月未満は掛け捨てとなります。
240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳細い内容については「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入申込は以下の機関まで

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 金融機関(銀行・信用金庫・信用組合など)

ホームページのご案内

お電話でのお問い合わせは

小規模共済

検索

共済相談室 **050-5541-7171**

受付時間: 平日9:00~18:00

www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/

〈制度の運営〉

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です。



© 2015 Illustrations: Kasumi Okazawa

節税効果と、将来の生活に安心をプラス

掛金は所得控除で節税! 月額1000円〜

払い込んだ掛金は、確定申告書の小規模企業共済等掛金控除欄にご記入頂ければ全額所得控除となり、月額1000円から7万円の範囲(500円単位)で掛金を設定できます。

掛金は
確定申告で
全額所得控除

所得から差し引かれ	医療費控除	区分	⑪	
	社会保険料控除	⑫		
	小規模企業共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		
	寄附金控除	⑯		
	寡婦・寡夫控除	⑰		0000
	勤労学生・障害者控除	⑱		0000

受け取り時も税制のメリット!

共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取り可能。受け取りは「一括」「分割」「一括と分割の併用」があります。一括受取の場合は退職所得扱いとなり税制メリットがあります。

一括受取
退職所得扱い

分割受取
公的年金等の
雑所得扱い

貯蓄など
小規模企業共済
その他の年金・JA共済など
国民年金基金
国民年金(老齢基礎年金)

基礎年金のプラスαの一つに!

国民年金基金や確定拠出年金(個人型)などとも同時に加入できます。現役時代に将来の資金の蓄えを考えてみませんか。

経営者のライフスタイルに寄り添う小規模企業共済



若手経営者・創業間もない方

事業規模が小さい時に加入

小規模企業共済(本共済)加入後、常時使用する従業員が増え、加入し続けることができます。事業規模が大きくなり加入資格がなくなる前に、少額の掛金から始めてみませんか?

退職所得控除を増やせる

共済金受け取り時の税制メリットである退職所得控除額は、掛金の大小に関係なく掛金納付期間が長いほど大きくなります。若いうちに加入し、退職所得控除額を増やしましょう。

事業資金に困ったら...

事業資金に困ったら、掛金納付月数により掛金の7割〜9割の範囲内で貸付がご利用できます。

廃業時の事業の再建等

本共済は、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。やむを得ず廃業する場合などに、有利な共済金Aが受け取れます。



40〜50歳前後の方

老齢給付で共済金を受け取り

50歳までに加入すれば、65歳の年金受給開始時に老齢給付で共済金Bを受け取ることができ、年金の不足分を補完出来ます。しかも事業を継続しながら受け取れます。また、一度共済金を受け取った後に再度加入することもできます。



60歳前後の方

加入は年齢制限なし

60歳を過ぎても、小規模企業の経営者であれば本共済に加入できます(年齢制限なし)。

会社等役員の方 平成28年4月の法改正により、65歳以上で任意に退任した場合でも、有利な共済金を受け取れるようになりました。

既にご加入の方へ

掛金の増額で、節税を考えてみませんか?

掛金を増やすと将来の受取額も増やせます!

掛金額は事業規模に合わせて都度変更が可能です。増額は500円単位で7万円まで増額でき、掛金全額が所得控除されます。申し込みは「掛金月額変更(増額)申込書」に必要事項を記入のうえ、加入取扱機関でお申込みください。

共同経営者の加入

現在加入の個人事業主に加え、配偶者や後継者等の共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。

会社等役員の加入

現在加入している役員のほか、取締役や監査役など商業・法人登記簿謄本等に登記がある会社等の役員は、加入できます。



© 2015 Illustrations: Kasumi Okazawa

※1 「課税された所得金額」とは、その年分総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除額等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含め、計算いたします。住民税等均等については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「<https://www.simf.go.jp/kyosai/skyosal/simulation/index.html>」を参照してください。

■ 所得税の確定申告書(B様式の例)

所得から差	医療費控除	(11)							
	社会保険料控除	(12)							
	小規模企業共済等掛金控除	(13)							
	生命保険料控除	(14)							
	地震保険料控除	(15)							

掛金金額36万円(3万円×12ヵ月)
課税所得金額400万円であれば
109,500円の節税!

（1年以内の前納掛金も同様です）

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

掛金は税法上どんな
メリットがあるの？

また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

掛金月額は千円～7万円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。
加入後も掛金月額は増額・減額でできます。

毎月の掛金は
どのくらいなの？

小規模企業共済 ● 4



© 2015 Illustrations: Kasumi Okazawa

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をとくに満たす方となります。

①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」

②「事業の執行に対する報酬を受けている」

き2人まで)

● 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につ

● 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人

● 常時使用する従業員が20人以下であ
って、農業の経営を主として行ってい
る農事組合法人、役員

● 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

● 常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主および会士の役員

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

この制度に
加入できる人は？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

Q
ほんとうに
安心・確実なの？

3 ● 小規模企業共済

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

毎年これだけ
おトクに!

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			節税額(a)-(b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(小規模共済、加入シミュレーションで検索)

掛金の額と納付月数、やめる理由によって受け取る共済金等の額が変わります。

① 共済金などの地位別受取り事由

満期や満額はありません。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。

共済事由 地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由
個人事業主	●個人事業の廃止 (注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。 ●個人事業主の死亡 ●個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡(※1)	●老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	●法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4) ●法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4)
共同経営者	●個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(※2) (注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。 ●共済契約者の死亡 ●共同経営者の疾病又は負傷による退任	●老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	●個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった ●個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)
会社等役員	●会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合を除きます。	●会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3) ●会社等役員の死亡 ●老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	●会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く)

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、共済事由が異なります。

※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、共済事由が異なります。

※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、共済事由が異なります。

※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、共済事由が異なります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く。)

② 共済金等の額(掛金月額が10,000円の場合)

掛金月額30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 共済金A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって掛金月額契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。



© 2015 Illustrations: Kasumi Okazawa

**共済金の
税法上の取扱いは?**

共済金の受取りは、「一括」分割(10年・15年)「一括」と分割の併用「のいずれか」をお選びいただけます。税法上、「一括受取り」による共済金は「退職所得扱い」、分割受取りによる共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

**事業資金も
借り入れできるの?**

契約者(一定の資格者)の方は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます(担保保証人は不要)。

【貸付けの種類】
一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け

**共済金の
受給権は?**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は、差押禁止債権として保護されます。